

辰野町教育情報セキュリティポリシー
(基本方針)

令和8年4月

辰野町教育委員会

更新履歴

版数	更新年月日	更新内容	備考
1.0	令和8年4月1日	新規作成	

辰野町教育情報セキュリティポリシー（基本方針）

1	目的	2
2	定義	2
3	対象とする脅威	3
4	適用範囲	4
5	教職員の遵守義務	4
6	情報セキュリティ対策	4
	（1）組織体制	4
	（2）情報資産の分類と管理方法	4
	（3）物理的セキュリティ	4
	（4）人的セキュリティ	4
	（5）技術的セキュリティ	5
	（6）運用	5
	（7）外部委託	5
	（8）SaaS型パブリッククラウドサービスの利用	5
7	情報セキュリティ評価の実施	5
8	教育情報セキュリティポリシーの見直し	5
9	教育情報セキュリティ対策基準の策定	5
10	教育情報セキュリティ実施手順の策定	5
	附則	6

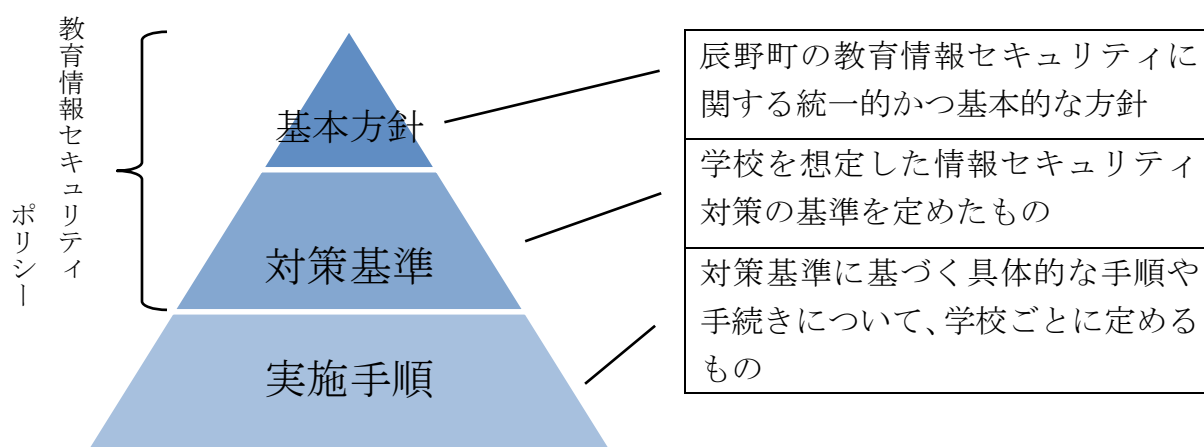
序 辰野町教育情報セキュリティポリシーの構成

辰野町教育情報セキュリティポリシー（以下、「本ポリシー」という。）とは、辰野町立小・中学校（両小野小学校含む。以下「各学校」という。）が保有する教育の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

本ポリシーは、本町教育委員会や各学校が保有する情報資産を取り扱うすべての教職員（教育委員会事務局職員、学校事務職員、非常勤及び臨時的任用教職員、会計年度任用職員を含む。以下「教職員」という。）及び関係する外部委託業者等に浸透、普及、定着させるものであり、安定的な規範であることが求められる。一方で、技術の進歩等に伴う教育情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に対し柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、本ポリシーは、一定の不変性を備えた部分としての「教育情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に対応する部分として「教育情報セキュリティ対策基準」の2階層から成るものとして策定する。また、本ポリシーに基づく具体的な情報セキュリティ対策の実施手順を別途作成する。

【図】 辰野町教育情報セキュリティポリシーの構成



1 目的

現在、各学校においては、文部科学省提唱の「GIGAスクール構想」に基づき、高速大容量の通信ネットワークの整備、一人一台の端末等ICT環境の整備を進め、個別に最適化された教育環境の実現を推進している。学校が取り扱う情報には、児童生徒、保護者、教職員等の個人情報及び学校運営上重要な情報が多数含まれ、外部への漏洩等が発生した場合、極めて重大な結果を招くおそれがある。そのため、学校でのICT利用が本格化するにあたって、不正アクセスや盗難・紛失等、情報資産の保護に向けた十分な情報セキュリティ対策を講じることは、教職員及び児童生徒等が安心してICTを活用するために必要不可欠である。

そのため、本基本方針は、各学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本町教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

本基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいい、校内においては以下のとおり分類する。

ア 校務外部系ネットワーク

インターネットに接続可能なインターネットメール等に用いるネットワーク

イ 校務内部系ネットワーク

インターネットに接続不可能な校務処理に用いるネットワーク及び長野県小中学校統合型校務支援システムへ接続するネットワーク

ウ 学習系ネットワーク

児童生徒1人1台端末等、授業支援に用いるネットワーク

エ LGWAN系ネットワーク

学校事務職員が教職員のサービスの入力に用いるネットワーク

(2) 教育情報システム

本町の学校教育において使用されるパソコン、ソフトウェア及び記録媒体等で構成され、情報処理を行う仕組みのことをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産を脅威（自然災害、機器障害、悪意のある行為等の損失を発生させる直接の要因等をいう。）から保護し、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報に接続することを認められた者だけが、情報に接続できる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報に接続することが認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報に接続できる状態を確保することをいう。

(7) サーバ

ネットワーク上で学校情報を処理し、端末機に提供するコンピュータをいう。

(8) 端末機

ネットワークを通じてサーバに接続されたパソコンやタブレット端末等をいう。

(9) 記録媒体

情報システムでデータ等を記録するための媒体（メディア）をいう。ハードディスク、フロッピーディスク、USBメモリ等。

(10) 情報資産

情報システム及びネットワーク並びにこれらで扱われる学校情報等（これらを印刷した文書も含む。）をいう。

(11) 無線 LAN

電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システムをいう。

(12) ASP/クラウド

町外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 教職員及び外部委託業者等情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、水害、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

本基本方針の適用範囲は、各学校、教育委員会事務局（辰野町塩尻市小学校組合教育委員会を含む。）、辰野町役場のサーバ室に設置した学校用のシステム、サーバ及び教育情報システムとして利用する ASP/クラウド等とする。

5 教職員の遵守義務

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本ポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを確保するため、次の各項に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 組織体制

情報資産を管理し、情報セキュリティ対策を確実に実施する組織体制を整備する。

(2) 情報資産の分類と管理方法

情報資産を分類し、分類に応じた管理方法を定める。

(3) 物理的セキュリティ

教育情報システム、サーバ、通信回線機器を設置する施設への不正な立入り、教職員等の端末機等、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項および権限や責任を定めるとともに、全ての教職員に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(5) 技術的セキュリティ

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの順守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部委託

外部委託を行う際に、情報セキュリティ確保上必要な事項を規定する。

(8) SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用

SaaS 型パブリッククラウドサービスの利用にあたり、安全性及びクラウド事業者の信頼性等を確認するプロセスを規定する。

7 情報セキュリティ評価の実施

本ポリシーの運用が適切であるかどうかを評価・検証するために必要に応じ監査又は自己点検を実施する。

8 教育情報セキュリティポリシーの見直し

本ポリシーの運用が適切で教育情報セキュリティ監査及び自己点検の結果等により、本ポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するために新たに対策が必要となった場合には、適宜本ポリシーを見直す。

9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6の情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を統一的なレベルで定める必要があり、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定する。

附則

(施行期日)

- 1 本ポリシーは、令和8年4月1日から施行する。
(辰野町学校教育における情報セキュリティ運用規程の廃止)
- 2 辰野町学校教育における情報セキュリティ運用規程(平成22年5月19日)は、廃止する。